

オ 特別支援教育に関する支援の充実

県内の特別支援学校及び小中学校の特別支援学級等に在籍する障害のある児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、特別支援教育就学奨励費により就学に必要な経費の全部又は一部を支給しています。

保護者の経済的負担の軽減という制度の趣旨を踏まえ、引き続き適切な支給事務に努めていきます。

また、私立特別支援学校（県内1校）についての経常費補助や特別な支援を要する幼児の在園する私立幼稚園に対して補助金を交付しています。

今後とも経常費の補助を通じて私立特別支援学校の支援及び特別な支援を要する幼児の就園の促進について、継続して取り組んでいきます。

（P. 41 「(6) 特別支援教育に関する支援の充実」再掲）

カ 生活福祉資金の貸付

生活に不安を抱えた低所得者、障害者及び高齢者世帯の方に、住居の入居費や日常生活の費用、修学や進学のための資金等9種類の貸付を行っています。

あわせて生活困窮者自立相談支援を実施することで、経済的自立や生活意欲の向上を図り、安定した生活を送れるように支援します。

キ 奨学金等による修学支援

群馬県教育文化事業団において、高等学校等の生徒で希望する者に対し、無利子の奨学金を貸与しています。平成27年度入学生より、入学前貸付金制度が利用できるようになっていきます。引き続き、利用者の利便性の向上を図っていきます。

また、県でも、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒に対し、無利子の奨学金を貸与しています。

（P. 41 「ウ 奨学金による修学支援」再掲）

ク 学び直しの支援

ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時にそれぞれ受講費用の一部を支給します。

また、過去に高等学校を退学した者が再度高等学校に入学した場合で、就学支援金の上限月数を超過した場合、最長2年間、学び直しの支援を行います。制度の周知を徹底し、対象となりうる生徒を積極的に支援します。

さらに、ひとり親家庭の親が、就業による自立を図ることを目的に資格取得を目指して講座を受講する場合、その費用の一部を支給します。

（P. 56 「(2) 学び直しの支援」再掲）

ケ 住まいの確保への経済的支援

県及び市は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方で、住宅を喪失している又は喪失するおそれのある方に対し、家賃分を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行っています。

県営住宅では、収入の少ない世帯に対する家賃減免措置をはじめ、13歳未満の児童と同居する世帯に対し、小中学校に近接する県営住宅を期限付きで斡旋するとともに、抽選の優遇や入居収入基準の緩和等を行っています。

子育て世帯に対しては、他にも居住環境が良好な賃貸住宅への家賃助成や、群馬あんしん賃貸ネットを介して、子育て世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅に関する情報を提供する等の支援をしています。

また、ひとり親家庭に対する母子父子福祉資金による住宅の建設、購入、改築等に必要な資金や、転宅資金の無利子又は低利子での貸付を実施しています。

今後も、子どもの養育の負担が大きい子育て世帯に対する住宅支援を継続して実施していきます。

(P.54「(6) 住まいの確保」再掲)

(2) ひとり親家庭への経済的支援

ア 児童扶養手当の支給

県及び市福祉事務所において、離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭に対し、生活の安定と自立促進及び児童の福祉増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給しています。

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付

母子家庭の母、父子家庭の父や寡婦の方などの経済的自立の支援や、子どもの福祉の増進を図るため、子どもの修学や進学のための資金や、住宅の建設・補修等のための資金等12種類の貸付を行っています。

ウ 母（父）子家庭等への医療費補助

社会的・経済的に不安定な母（父）子家庭等の経済的負担の軽減を図るとともに、安心して必要な医療が受けられるよう市町村と協力し、保険医療費自己負担分の助成を行っています。

エ 養育費の確保に関する支援

本県では、母子家庭等就業・自立支援センター（県母子寡婦福祉協議会への委託事業）において相談支援を行っています。養育費を受け取っている世帯は、平成23年11月1日現在の調査では、母子世帯で22.5%、父子世帯2.9%に留まっています。※

今後は、養育費の意義や取り決め方法、相談機関を周知し、専門知識を有する弁護士等の相談機会の充実を図ります。

※県児童福祉課「平成23年度県母子世帯等実態調査」

オ ひとり親家庭の学び直しの支援等

ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時にそれぞれ受講費用の一部を支給します。

さらに、ひとり親家庭の親が、就業による自立を図ることを目的に資格取得を目指して講座を受講する場合、その費用の一部を支給します。

(P.56「(2) 学び直しの支援」、P.58「ク 学び直しの支援」一部再掲)